

みえ農業スタートアップ支援事業による農業ビジネスプラン公募要領

令和5年9月1日

公益財団法人三重県農林水産支援センター

第1 みえ農業スタートアップ支援事業について

(1) 趣旨

近年の感染症の拡大や、国際情勢の先行きの不透明感が増すなかで、国内の食料生産、とりわけ国の規制緩和が進み企業等の参入が進むなど、成長産業としての期待もある農業への関心が高まっています。

一方で、企業等が新たに農業に参入するうえで、大きな課題の一つに農地の確保策があり、企業等の農業参入が進まない要因となっています。また、農業に関わる人材が不足している地域や遊休農地の解消に苦慮している地域では、企業や移住者等の参入が農業の重要な受け皿になると期待されています。

そこで、農地の貸借等を仲介し担い手農家等に農地を集積・集約化する「農地中間管理事業」を活用し、三重県農林水産支援センター（以下、「当センター」という）が農業ビジネスプランを公募して、プランに合わせた農地の貸借に関わり、その農地を活用した農業ビジネスプランの実現を支援します。

提案のあったプランは、コンテストにより実現可能なプランを選定して農地を提供し、関係機関が連携して経営発展を支援することで、企業、移住者等の農業参入や農業法人の経営拡大を容易にし、地域の農地が継続して活用されていくことを目的に「みえ農業スタートアップ支援事業」を実施します。

(2) みえ農業スタートアップ支援事業のスキーム

以下の2通りにより、農業ビジネスプランを募集します。

(a) 農地事前準備タイプ

当センターが事前に同意を得た農地（地域）を対象に、そこで実施する農業ビジネスプランを募集し、コンテスト形式での審査により優秀提案1件を選定し、優秀提案者に優先的に農地を提供し、関係機関が連携して農業ビジネスの実現を支援します。

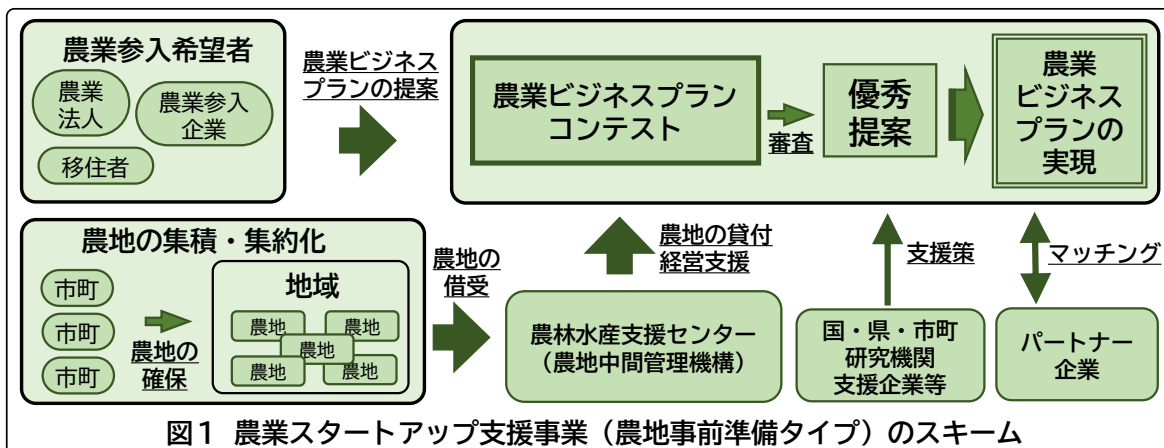


図1 農業スタートアップ支援事業（農地事前準備タイプ）のスキーム

(b) 農地探索タイプ

事前に農地（地域）を特定せず、三重県内で実現したい農業ビジネスプランを募集し、コンテスト形式で実現可能性を審査したうえで、実現可能性が高い提案について、当センターが市町等と協力してプランに応じた農地を探索し、関係機関が連携して農業ビジネスの実現を支援します。

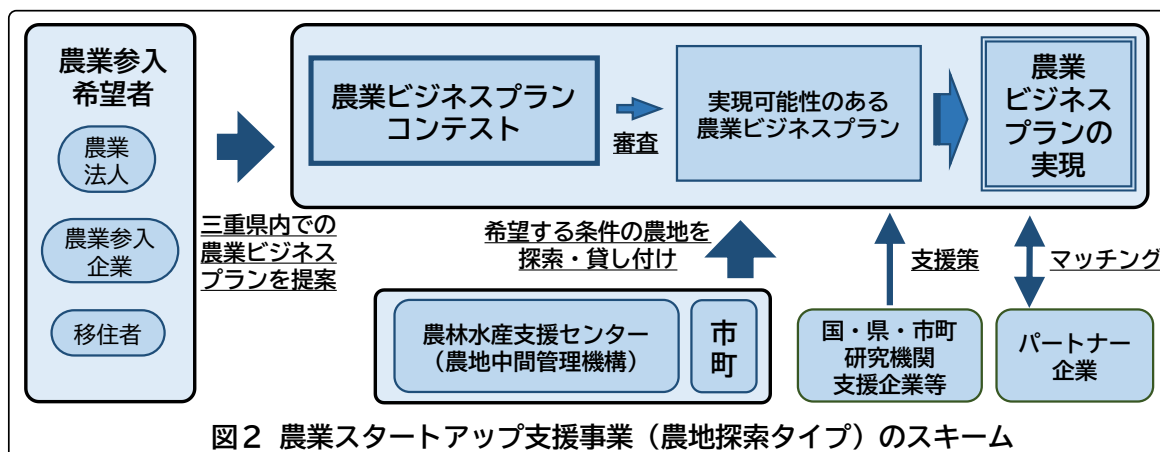


図2 農業スタートアップ支援事業（農地探索タイプ）のスキーム

※両タイプの違いについては、別紙「みえ農業スタートアップ支援事業タイプ別整理表」参照

(3) 優秀提案に対する支援策

コンテストで優秀な提案をいただいた事業者には、「みえ農業スタートアップ支援事業」として以下の支援を行います。

① 集積・集約された農地の優先的貸付

- ・「農地事前準備タイプ」については事前に、「農地探索タイプ」についてはコンテスト後に、それぞれの農地について市町と当センター（農地中間管理機構）が協力して地権者から借り受ける同意を取ることで、提案企業等が農地借り上げの調整をする必要はありません。
- ・農地中間管理事業を活用するため、農地の貸借契約や賃借料の支払事務は当センターが行います。

② 各種補助事業、技術支援、経営・資金相談

- ・行政等関係機関が連携して補助事業や経営等の相談にあたります。
- ・農業研究所、農業改良普及センター等と連携して、農業技術相談にあたります。
- ・金融機関と連携して資金相談等にあたります。

③ 事業発展に向けてのパートナー企業等

- ・県内の特徴的な農業経営体や異業種企業等とのネットワーク構築を支援します。
- ・経営発展をめざす上で、資本参加や業務提携等につなげるパートナー企業等とのマッチングを行います。

第2 農業ビジネスプランコンテストについて

(1) 参加条件

- ・候補となる農地（番号、町名、字名）を示したうえで（「農地事前準備タイプ」のみ）、農地中間管理事業の契約年数（10年以上）にわたり、継続的に農業ビジネスが実施できるプランを提案すること。
- ・提案者の経歴、会社の場合は会社概要、農業に関する過去の実績、農業ビジネスを提案しようとする動機などを明らかにすること。
- ・優秀提案に選定された場合は、速やかに農地貸借等の契約を結ぶこと。また、協調性を持って地域と接すること。
- ・農業ビジネスを実施するにあたり、担当者等を当該町内に配置するなど善良な管理をすること。
- ・太陽光発電での売電が含まれるプランではないこと。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

※上記の条件を満たすものであれば、法人・個人、経営規模、品目等は問いません。

(2) 参加費用

- ・参加費用は無料とします。ただし、現地説明会、ビジネスプランコンテスト等へ参加するために発生する交通費や通信費のほか、農業ビジネスプラン提案に関して発生する必要な費用については、各自ご負担ください。

(3) 申込方法

(a) 農地事前準備タイプ

別に定めるエントリーシート様式に必要事項を記入のうえ、当センターあて提出をお願いします。エントリーいただいた事業者へは、現地説明会や提案書の提出など、コンテストに向けた必要な手続きをご連絡させていただきます。

(b) 農地探索タイプ

別に定めるプラン提案書様式に必要事項を記入のうえ、当センターあて提出をお願いします。

なお、上記いずれのタイプに関わらず、本コンテストの応募手続きや条件等に関し質問がある場合は、令和5年10月20日（金）まで、以下のe-mailまたはFAXにより受け付けます。質問の受付から1週間程度で回答を当センターホームページ上に掲載します。

（申込書類提出先）

公益財団法人三重県農林水産支援センター
農地中間管理課 担当 あて

Tel : 0598-48-1228、Fax : 0598-42-8221

e-mail : nouchi@aff-shien-mie.or.jp、HP : <https://nouchi-mie.jp/>

(4) 評価基準及び方法

応募のあったビジネスプランについて、ビジネスプランコンテストを実施し、プレゼンテーション審査により、次に掲げる評価項目及び評価の視点に沿って評価を行い、「農地事前準備タイプ」においては優秀提案を、「農地探索タイプ」においては実現可能プランをそれぞれ決定します。

また、評価は絶対評価により50点満点で採点を行いますが、「農地事前準備タイプ」においては農地ごとに優秀提案を決定しますので、高い評価であった場合でも、1つの候補農地に複数の提案者がいれば第2位の評価であれば不採択となることをご承知おきください。

「農地探索タイプ」においても同様に採点を行い、採点結果を参考に実現可能性のある農業ビジネスプランを選定します。

評価項目	評価の視点	配点
① ビジョン・目的	ビジネスプランのビジョンが明確であり、10年以上を見据えた明確な内容となっているか。また、目的は妥当か。	10
② 生産技術・ノウハウ	栽培方法などの生産技術や経営などのノウハウがあるか。また、農地の現状や周辺環境を踏まえた内容となっているか。	10
③ 販売手段・資金計画	販売手段があるか、また資金計画は妥当かつ明確な根拠のもとに立てられているか。	10
④ 実施体制	農地を有効に活用できる視点に富み、ビジネスプランを実現できる体制があるか。	10
⑤ 地域との協調性	地域（地権者を含む。）に受け入れられるプラン内容となっているか。また、地域とのコミュニケーションや共同作業等に意欲的か。	10
合計		50

第3 その他

この要領に定めるほか、スケジュールや候補農地等、必要な事項は別に定めることとします。

第4 お問い合わせ先

○公益財団法人三重県農林水産支援センター農地中間管理課

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町 530

TEL : 0598-48-1228 / FAX : 0598-42-8221

E-mail : nouchi@aff-shien-mie.or.jp、HP : <https://nouchi-mie.jp/>